・　一関市は限定特定行政庁（法第 97 条の 2）であり、取り扱いができる建築物・工作物は次のとおりです。

【建築物】

建築物の種類（法６条１項）	建築物の規模等	取り扱い行政庁
１号建築物	法別表第１(い)欄に掲げる用途の特殊建築物で、その用途部分の床面積が 200 ㎡超	岩手県
２号建築物	１号建築物を除き、階数が２以上、又は延べ面積が 200 ㎡超	岩手県
（その一部）	木造で、階数が 2、又は延べ面積が 200 ㎡超～300 ㎡以下	一関市
３号建築物	１号・２号建築物を除く建築物 ・構造を問わず、階数が１かつ延べ面積が 200 ㎡以下	一関市

※　法改正により、旧４号建築物のうち木造で延べ面積が 300 ㎡超～500 ㎡は、岩手県の取り扱いに変わりました。

【工作物】

工作物の種類	高　さ	取り扱い行政庁
煙突（支枠や支線を含み、ストーブの煙突を除く）	6m＜ H ≦10m	一関市
	10m＜ H	岩手県
RC 造の柱、鉄柱、木柱など（旗ざおを除く）	15m＜ H	岩手県
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など	4m＜ H ≦10m	一関市
	10m＜ H	岩手県
高架水槽、サイロ、物見塔など	8m＜ H	岩手県
擁壁	2m＜ H ≦3m	一関市
	3m＜ H	岩手県

※　岩手県が取り扱う規模の建築物の敷地に設置する工作物は、岩手県が取り扱います。